

# 三次市放課後児童クラブ申込・利用の手引

## 1 放課後児童クラブとは

保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後や土曜日、長期休業等の学校休業日に家庭に代わる生活の場を提供し、児童の健全育成を図る目的で実施しています。

### ○支援内容について

放課後児童クラブは、児童が安心して楽しく過ごせるように、ルールを守りながら集団生活を行い、児童の心身の健全な育成を図る目的で運営します。

- (1) 児童の遊びを通じた自主性、社会性及び創造性を培う。
- (2) 児童の健康管理、安全の確保及び情緒の安定を図る。
- (3) 児童が宿題・自習・読書など学習活動を自主的に行える習慣づけの指導及び環境の整備を行う。

## 2 児童クラブを利用できる時間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（ただし休所日を除く）

実施日		開設時間	備考
平日		放課後 ～ 18:30	給食がない日はお弁当・水筒が必要です。
土曜日		8:00 ～ 17:30 (試行)	お弁当・水筒が必要です。
長期休業日 学校代休日	平日	8:00 ～ 18:30	お弁当・水筒が必要です。
	土曜日	8:00 ～ 17:30 (試行)	

【休所日】日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）

その他、特別な理由で休所または開設時間を変更する場合があります。

※土曜日の学校稼業日（全学年の場合）は、放課後からの受入となります。

※学校臨時休業日や代休日（全学年の場合）は、開所します。

※土曜日、お盆等は合同保育を行う場合があります。

※ちゅうおう児童クラブは、一部利用日・時間が異なります。

## 3 入会の手続き

### (1) 入会要件

本市の小学校に在籍し、次の①から④のいずれかに該当し、かつ⑤または⑥に該当すること。

- ①保護者が、就労のため、1週間のうち概ね3日以上、午後4時頃まで家庭にいないこと  
（長期休業中のみの利用は正午頃まで）
- ②保護者が、疾病又は負傷の状態にあるか障害があること
- ③保護者が、疾病又は負傷の状態にあるか障害がある親族等を、常時介護・看護していること
- ④保護者が、大学・専門学校等へ通学中であること

- ⑤就労されていない70歳未満の祖父母と同居していないこと
- ⑥就労されていない70歳未満の祖父母が隣地に居住していないこと

## (2) 入会申込に必要な書類

児童クラブの入会申込の際は、**提出期限までに次の必要書類をすべて整えて提出**してください。

- ①令和7年度 放課後児童クラブ入会申込書（児童1人につき1部）
- ②放課後児童クラブ利用に関する同意書
  - ・保護者の氏名は、**保護者本人がそれぞれ自署**してください。
- ③保育を必要と証明する書類

保育を必要とする事由	必要書類
就労している場合	就労証明書 ・父母それぞれ1部。自営業の方は自分で記入し、直近の所得税確定申告書（開業初年度の場合は開業届）の写しを添付。（兄弟・姉妹がいる場合、併用可） ・ <b>兄弟・姉妹の保育所入所のために、保育課にも提出される場合はコピー可。</b>
疾病・負傷の場合	診断書（保育ができないことを証明するもの）
親族等を常時介護している場合	申立書および診断書等証明となる書類
就学している場合	在学証明書および就学時間や期間がわかる書類

## (3) 入会申込の受付期間および申込先

受付期間を過ぎた場合は、希望する日からの入会はできません。

利用区分	利用希望	受付期間	
通年利用	令和7年4月から	令和7年 1月14日（火）～ 令和7年 1月31日（金）	
	令和7年5月以降（8月を除く）	入会希望月の前月15日まで（閉庁日の場合は直前の開庁日まで）	
長期休業日のみ利用	春休み	令和7年4月	令和7年 1月14日（火）～ 令和7年 1月31日（金）
		令和8年3月	令和8年 2月16日（月）～ 令和8年 2月27日（金）
	夏休み		令和7年 6月 9日（月）～ 令和7年 6月27日（金）
	冬休み		令和7年11月17日（月）～ 令和7年11月28日（金）

【申込先】 社会教育課または各支所

### 【注意事項】

- ・入会決定は先着順ではありません。
- ・入会審査により入会要件に該当しない、または入会希望者が定員を上回る場合等、入会できないことがあります。入会希望が多数の場合は、低学年の児童を優先します。
- ・ちゅうおう児童クラブは通年利用のみとなります。
- ・利用開始前に利用をやめる場合は、『放課後児童クラブ入会申請取下届出書』を提出してください。

## 4 利用料金について

### (1) 負担金

利用にあたっては負担金が必要です。利用日数に関わらず在籍する月は負担金が必要です。

	金額	支払方法	納付先	減免制度
負担金	月額 4,000円 (1人目) 月額 2,000円 (2人目以降) ※同月に利用する場合のみ	原則 ・口座振替	三次市	あり (2) 参照 ※毎年度 要申請
おやつ代等	各児童クラブにて実費	現金	保護者会 (児童クラブ)	なし

### (2) 減免

要保護世帯・準要保護世帯については、負担金の減免措置を適用します。(申請書は入会承諾通知書と一緒に送付します)

提出書類	提出先	適用月
放課後児童クラブ保護者負担金減免申請書	社会教育課	申請した月から

### (3) 滞納

正当な理由なく負担金を2ヶ月以上滞納した場合は、入会承諾を解除します。

### (4) 納入方法

負担金は口座振替をご利用ください。

必要な物	提出先
・預貯金口座振替依頼書 ・印鑑(通帳印)	指定金融機関
<b>【取り扱い金融機関】</b> 広島銀行・中国銀行・中国労働金庫・広島みどり信用金庫・もみじ銀行・ひろしま農業協同組合・ゆうちょ銀行・両備信用組合	

注1 書類提出後、手続きに時間を要しますので、開始されるまでは納付書を送付します。

注2 口座振替依頼手続完了後は原則、**永続的に登録**されます。次の場合は手続きが必要です。

(1) 依頼内容を変更する場合：預貯金口座振替依頼書(区分2.変更)

(2) 口座振替を廃止する場合：預貯金口座振替依頼書(区分3.解約)

## 5 利用にあたっての注意事項

入会が決定した場合は、『入会承諾通知書』を送付します。同封の『児童家庭調査書』は、児童クラブでの生活の安全を確保するための大事な調査です。特に食物アレルギー対応が必要な場合は、詳細を記入のうえ、児童クラブにご相談ください。

### (1) 欠席について

欠席する場合は必ず連絡をしてください。

①事前にわかっている場合は、前日までに『れんらくちょう』等でお知らせください。

②当日急に欠席する場合は、電話やFAXなどで保護者の方が直接ご連絡ください。

※学校を欠席又は早退した場合にも、必ず放課後児童クラブにご連絡ください。

※連絡なく1ヶ月以上欠席された場合は、入会承諾を解除します。

### (2) 学習時間について

宿題や自習・読書等をするための学習活動の時間を確保します。児童が自主的に行えるように環境を整えたり、声かけをしたり習慣づけの指導をします。学習支援は行いますが、学習指導は行いませんので、宿題の進み具合や内容については、ご家庭で確認をお願いします。

下校時刻が遅くなったとき等は、学習をする時間が確保できないことがあります。

### (3) お弁当・おやつについて

学校休業日および短縮授業日等、給食のない日には、お弁当と水筒が必要です。登会後に買いに行くことはできません。

おやつについては、市（公費）では提供していません。保護者会でおやつ代を徴収し提供しています。

### (4) 児童の怪我や体調が変化した場合について

登会後に怪我や発熱などの症状がみられた場合は、保護者の勤務先等に連絡しますので、お迎えをお願いします。

### (5) 薬の投与について

児童クラブの支援員が投薬をすることはできません。お子さまが自分で服用することになりますので、安全管理のため『くすりカード連絡票』に必要事項を記入し児童クラブに提出してください。

### (6) 登会・帰宅について

#### ①登会

小学校からは児童だけで行います。学校休業日は、保護者の責任で登会させてください。

#### ②帰宅

**18時30分（土曜日は17時30分）**までに保護者がお迎えをお願いします。次の場合は、事前に『児童家庭調査書』や『れんらくちょう』等でお知らせください。

- ・保護者以外がお迎えに来られる場合
- ・児童だけの帰宅を希望される場合

・上級生のきょうだい（中学生以下）と一緒に帰宅する場合。

※お迎えが18時30分（土曜日は17時30分）を過ぎる場合は、必ず児童クラブへご連絡ください。頻繁に利用時間を超過するなど運営に支障をきたす場合は、入会承諾を解除します。

※支援員の判断により一人で帰宅をさせない場合があります。

## （7）申込書に記載した内容の変更について

次に該当する場合は届け出が必要です。

変更内容	提出書類	提出先
住所・連絡先・家族状況等	放課後児童クラブ入会承諾事項変更届	社会教育課 または 児童クラブ
勤務先	就労証明書	
保育を必要とする事由	証明書	

## （8）出産にかかる届出について

退院後2ヶ月を経過する日まで利用が可能です。希望する場合は届け出が必要です。2ヶ月を経過したのち育休を取得される場合は『退会届出書』を提出してください。

提出書類	提出先
放課後児童クラブ出産予定日届出書	社会教育課または児童クラブ

※2ヶ月を経過する日が月途中であっても、負担金の日割りはありません。

## （9）休会について

届け出が必要です。ただし、休会期間は1ヶ月とし、これを超える場合は『退会届出書』を提出してください。

提出書類	提出先	提出期限
放課後児童クラブ休会届出書	社会教育課または児童クラブ	休会する月の前月末日

## （10）退会について

届け出が必要です。**提出期限を過ぎると在籍扱いとなり、負担金が必要となります。**

提出書類	提出先	提出期限
放課後児童クラブ退会届出書	社会教育課または児童クラブ	退会する月の末日

また、次に該当する場合は退会となります。

- ・保護者の退職等により入会要件に該当しなくなった場合
- ・出産にかかる届出を希望しない場合
- ・1ヶ月を超えて休会をする場合（再掲）
- ・出産後、退院日から2ヶ月経過したのち育休を取得する場合（再掲）

## （11）賠償責任保険について

児童クラブでの事故に備えて、市が賠償責任保険に加入します。保護者の方の保険料負担はありません。

## (12) 施設および物品等破損について

児童が故意に施設および物品等を破損した場合は、必要となる費用を負担していただきます。

## (13) その他

- ①不要なお金やおもちゃ類は、持って来させないでください。
- ②制服等が汚れると思われる場合は、着替えを持たせてください。
- ③持ち物には必ず名前を書いてください。
- ④忘れ物等で学校に行く場合や通院等は、保護者等の付き添いで行ってください。
- ⑤支援員の指導に従わず他の児童に危険行為等を行った場合や迷惑行為を繰り返す場合は、保育途中においても保護者へ連絡し、お迎えをお願いする場合があります。頻繁に繰り返すなど運営に支障をきたす場合は、入会承諾を解除します。

## 6 学校（学級）閉鎖の対応

放課後児童クラブの休所等の連絡は、学校または社会教育課から tetoru（テトル）により通知します。

### (1) 感染症の対応について

感染症などの感染防止を目的とした学校閉鎖の場合は、原則発令日当日から休所とします。また、学年（学級）閉鎖の場合は対象学年（学級）の児童の受け入れはできません。

（例）発令日：4月15日（tetoru（テトル）で通知された日）

4月16日～4月18日が学校（学級）閉鎖の場合は、4月15日から受け入れはできません。

### (2) 異常気象時の対応について

学校稼業日または土曜日・長期休業等では判断基準が異なります。

なお、三次市が発令する「警戒レベル3」以上とは、防災気象情報と併せて地域の特性、今後の被害予測等を考慮し、対象地域を特定して避難情報等が発令されます。防災一斉メール配信サービスを登録することで確認ができます。

#### 【放課後児童クラブ登会前】

児童クラブ	土曜日・長期休業日等（午前6時時点）			学校稼業日		
	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5 特別警報	午前6時時点で休校	13:30までに一斉下校	13:30以降に一斉下校
三次・十日市 吉舎・三良坂	受入見合わせ 解除次第受入	受入見合わせ 解除次第受入	休 所	休 所	休 所	開 所  ただし児童が学校で待機の場合は休所
神杉・酒河 八次・和田 三和・甲奴	開 所					

## 【放課後児童クラブ登会后】

児童クラブ	警戒レベル3	警戒レベル4・警戒レベル5・特別警報
三次・十日市 吉舎・三良坂	児童クラブ待機 または 指定された避難所に避難 ※保護者がお迎え	児童クラブ待機 または 指定された避難所に避難 ※保護者がお迎え
神杉・酒河 八次・和田 三和・甲奴	開 所	

※早めのお迎えをお願いします。（この場合、支援員から電話連絡または社会教育課から tetoru（テトル）で通知します。）

## 【用語の解説】

- 警戒レベル3・・・災害発生の恐れがある場合に発令される高齢者等に関する避難情報です。避難に時間を要する人（高齢者・障害者・乳幼児等）は速やかに危険な場所から全員避難しましょう。
- 警戒レベル4・・・災害発生の恐れが高い場合に発令される避難情報です。速やかに危険な場所から全員避難しましょう。
- 警戒レベル5・・・既に災害発生が発生しているまたは切迫している場合に発令される避難情報です。命の危険があるため直ちに命を守るための最善の行動をとりましょう。
- 特別警報・・・警報の発令基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生する恐れが著しく高まっている場合に発表される警報であり警戒レベル5に相当します。

## 【防災一斉メール配信サービスの登録方法】

## ①空メールの送信

登録用アドレス [bousai.miyoshi-city@raidan.ktaiwork.jp](mailto:bousai.miyoshi-city@raidan.ktaiwork.jp)

または、登録用QRコードを携帯電話等で読み取り空メールを送信してください。

## ②メール登録の受信

自動的に送られてくるメールを受信

## ③設定・登録

必須項目に入力し、登録メールを送信（設定完了）

※登録料は無料です。ただし、情報受信にかかる通信費用は利用者負担となります。

QRコード



## 7 開設放課後児童クラブ一覧表

※変更になる場合があります。

No	児童クラブ名	実施場所名	所在地・電話番号	小学校区	運営主体	申込先
1	三次第1 放課後児童クラブ	三次小学校内	三次町1851番地1	三次小	三次市	社会教育課 または 各支所
2	三次第2 放課後児童クラブ		0824-63-8339			
3	十日市第1 放課後児童クラブ	十日市こども集会所	十日市中四丁目6番28号  0824-63-1990	十日市小		
4	十日市第2 放課後児童クラブ					
5	十日市第3 放課後児童クラブ					
6	十日市第4 放課後児童クラブ					
7	十日市第5 放課後児童クラブ					
8	神杉 放課後児童クラブ	神杉こども集会所	高杉町1684番地20 0824-66-3550	神杉小		
9	酒河第1 放課後児童クラブ	酒河小学校内	西酒屋町804番地1	酒河小		
10	酒河第2 放課後児童クラブ		0824-62-0099			
11	八次第1 放課後児童クラブ	八次こども集会所	畠敷町1722番地1  0824-63-3601	八次小		
12	八次第2 放課後児童クラブ					
13	八次第3 放課後児童クラブ					
14	八次第4 放課後児童クラブ					
15	八次第5 放課後児童クラブ					
16	和田 放課後児童クラブ	和田小学校内	向江田町3363番地6 0824-66-1065	和田小		
17	吉舎 放課後児童クラブ	よっしや吉舎内	吉舎町吉舎368番地 0824-43-2219	吉舎小		
18	三良坂第1 放課後児童クラブ	三次市三良坂支所内	三良坂町三良坂5042番地1	三良坂小		
19	三良坂第2 放課後児童クラブ		0824-44-2088			
20	三和 放課後児童クラブ	三和小学校内	三和町敷名11496番地 0824-52-2207	三和小		
21	甲奴 放課後児童クラブ	甲奴こども集会所	甲奴町西野42番地6 0847-67-3655	甲奴小		
22	ちゅうおう 放課後児童クラブ	子供の城保育園内	十日市中二丁目9番24号 0824-65-1114	十日市小		

No.23～No.32は地域で実施している放課後児童クラブ、放課後子ども教室です。各地域の運営先に直接お問い合わせください。

No	児童クラブ名	実施場所名	所在地・電話番号	小学校区	運営主体	申込先
23	八幡 放課後児童クラブ	八幡小学校内	吉舎町丸田224番地 0824-43-2026	八幡小	八幡小学校PTA	八幡小学校 0824-43-2026
24	君田 放課後子ども教室	君田保健センター内	君田町東入君718番地6 0824-53-2132	君田小	君田 自治会連合会	君田自治会連合会 0824-53-2759
25	青河 放課後子ども教室	青河 コミュニティセンター内	青河町582番地1 0824-67-3701	青河小	青河 自治振興会	青河自治連合会 0824-67-3701
26	川地 放課後子ども教室	川地小学校内	下川立町503番地1 0824-68-2011	川地小	川地 連合自治会	川地連合自治会 0824-67-3757
27	田幸 放課後子ども教室	田幸小学校内	大田幸町1600番地1 0824-66-1261	田幸小	田幸地区 町内会連合会	田幸地区町内会連合会 0824-66-1162
28	川西 放課後子ども教室	三若公会堂内	三若町2633番地3 0824-69-2563	川西小	川西 放課後子ども教室	川西放課後子ども教室 0824-69-2526
29	作木 放課後子ども教室	文化センターさきぎ内	作木町下作木905番地2 0824-55-2115	作木小	作木町 自治連合会	作木町自治連合会 0824-55-2115
30	粟屋 放課後子ども教室	粟屋小学校内	粟屋町2346番地2 0824-64-1219	粟屋小	粟屋 町づくり協議会	粟屋町づくり協議会 0824-64-6500
31	河内 放課後子ども教室	河内 コミュニティセンター内	小文町182番地1 0824-63-7644	河内小	河内 まちづくり連合会	河内まちづくり連合会 0824-63-7644
32	布野 放課後子ども教室	布野子ども教室	布野町上布野1418番地2 0824-54-2119	布野小	布野町 まちづくり連合会	布野町まちづくり連合会 0824-54-2119

## Q&A

Q1 兄弟で入会したいのですが、就労証明書はそれぞれに必要ですか？

A 1通で構いません。ただし、入会申込書はそれぞれ必要です。（手引3-(2)参照）

Q2 6月から入会したいのですが、いつまでに申し込みをすればいいですか？

A 5月15日(閉庁日の場合は直前の開庁日)までに、必要書類をすべて整えて提出してください。（手引3-(3)参照）

Q3 通年利用の申し込みをしたいのですが、8月は、子どもを祖父の家に預けるので、児童クラブには1日も出席しません。8月分の負担金はかかりますか？

A 「休会届出書」（手引5-(9)参照）を7月31日までに提出されれば負担金は発生しません。ご連絡がなく児童クラブを休ませた場合は、負担金が発生します。

Q4 学校を休む時は、児童クラブにも連絡が必要ですか？

A 必ず児童クラブにも連絡をしてください。（手引5-(1)参照）

Q5 仕事の都合で土曜日のみ利用をしたいのですが・・・

A 現在の利用区分としては、「開設日全て」または「長期休業日のみ」としています。曜日を指定する申込はできません。

Q6 夏休み中の学校で実施されるプール等、児童クラブの活動以外での外出はできますか？

A 児童の安全を守るため、登会後に外出することは原則できません。夏休み中のプール等で外出する場合は「児童家庭調査書」や「れんらくちょう」で連絡をしてください。外出中については保護者の責任となりますので、保護者等の付き添いをお願いしています。

Q7 児童クラブ以外に小学生を預けることができる市のサービスはありますか？

A 三次市が実施している「子育てサポート事業」では、保護者が0歳～小学校6年生のお子さまをご家庭でみることができない場合、三次市子育てサポート会に登録されている会員（まかせて会員）が保護者のかわりにお子さまの一時預かりや送迎を行っています。ご利用にあたってはあらかじめ三次市子育てサポート会事務局（三次市子育て支援部こども家庭支援課育児支援係内）に登録をしていただく必要があります。有料です。

三次市子育てサポート会事務局 電話番号：0824-62-6148

《お問い合わせ先》

〒728-8501

三次市十日市中二丁目8番1号

三次市役所本館5階

三次市教育委員会 社会教育課

電話：0824-62-6182 FAX：0824-62-6288